

仙北市公告第 3 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を変更したので同法19条第8項の規定により公告する。

なお、関係書類を仙北市役所ホームページに掲載及び、仙北市農業振興課に備え置くことで縦覧に供する。

令和7年 1月21日

仙北市長 田 口 知 明



令和 7 年 仙北市公告第 3 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を変更する。

令和 7 年 1 月 2 1 日

仙北市長 田 口 知 明



地域計画

策定年月日	令和5年12月21日
更新年月日	令和7年 1月21日 (第 1 回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	仙北市 (05215)
地域名 (地域内農業集落名)	大瀬蔵野地区 (大畑、中村、竹市野、大瀬蔵野)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	49.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	49.6 ha
② 田の面積	44.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	4.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・基盤整備の計画があり、現在進行中。
- ・既存の1法人に加え新たに2法人を設立し、地域内の全ての農地を集積。
- ・面工事前の水管理等の作業は、耕作農地が分散しているため、3法人では困難。地域の協力をいただきながら営農することが必須となる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・基盤整備を契機に作物毎の団地を形成し、農作業の高率化を図る。
- ・以前から活動していた角館野菜生産者グループが中心となり、当地区及び近隣地区で獲れた野菜を角館野菜としてブランド化し、地域の特産品として生産額の向上を図る。100回の開催実績がある品評会を継続する。
- ・冬期間はネギ、里芋をハウス内に貯蔵し、12月から2月に出荷する。また、地下水を利用してセリの栽培を検討しているが、確定ではない。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・3法人への農地貸付は農地中間管理機構を活用。			
・面工事終了後は、交換等権利移転を行い、農地の団地化を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	100	%	将来の目標とする集積率
			100 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
各法人の経営農地は2～3団地とする。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
基盤整備事業の集積計画策定済。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・農地中間管理機構関連ほ場整備事業を活用することから、全ての農地を農地中間管理機構へ集積済。 ・交換等必要になった場合の権利移転は農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組
令和6年4月4日、農地中間管理機構関連農地整備事業採択。 令和7年度より面工事開始予定。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・3法人での営農となるが、新規参入・新規就農希望者があれば、地域の担い手として確保する。 ・高収益作物の栽培を希望する参入者を積極的に受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
防除作業は、地元の法人に委託を計画している。 枝豆の調整、新規導入作物の栽培、農薬等の選定については、JAより指導をいただく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①熊、猪等が頻繁に目撃される地域であることから、市担当課、地元猟友会等と連携し、作物被害低減を図る。高収益作物の作付け地については、防獣ネットや電気柵設置等の対策を行い、安定的出荷を目指す。
②野菜等は仙北市堆肥センターの堆肥を活用し、肥料費の低減と環境負荷低減を図る。
⑦、⑧共同施設(農道、用排水路等)の保全管理は、計画的に地域全体で行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	農業法人A	水稻、ネギ、里芋	22.4 ha	0 ha	水稻、ネギ、里芋、セリ	22.4 ha	0 ha	A-1、A-2 E-1、E-2	
認農	農業法人B	枝豆	15 ha	0 ha	枝豆	15 ha	0 ha	B、C	
認農	農業法人C	水稻、トマト	12.2 ha	0 ha	水稻、野菜	12.2 ha	0 ha	D-1、D-2 E-3	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	3経営体		49.6 ha	0 ha		49.6 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	JA	作物栽培指導、農薬等選定指導	全作物
2	防除法人	航空防除作業	全作物

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

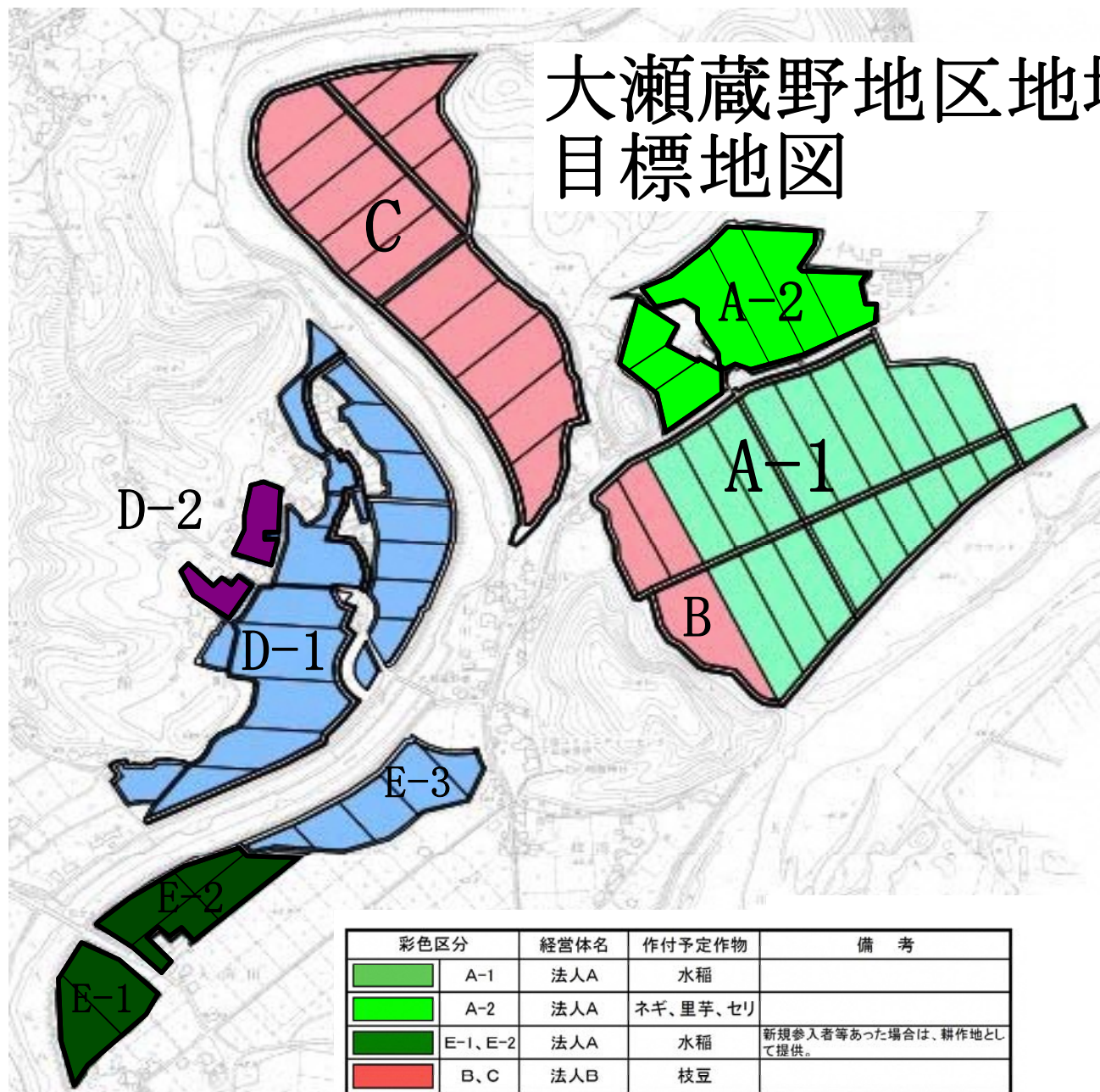
(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

大瀬蔵野地区地域計画 目標地図



彩色区分	経営体名	作付予定作物	備 考
	A-1	法人A	水稻
	A-2	法人A	ネギ、里芋、セリ
	E-1、E-2	法人A	水稻 新規参入者等あった場合は、耕作地として提供。
	B、C	法人B	枝豆
	D-1、E-3	法人C	水稻
	D-2	法人C	トマト